

## 業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	医事関係業務委託	医療事務	(株)セラム	52,113,600	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	コンピューテッドラジオグラフィシステム 保守点検業務	システム運 用保守	富士フイルムメディカル(株)	4,167,240	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	体外衝撃波結石破碎装置保守点検業 務	医療・試験検 査、理化学 機器等保守	ドルニエメドテックジャパン(株)	2,940,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	MRI及び全身麻酔装置保守点検業務	医療・試験検 査、理化学 機器等保守	GEヘルスケア・ジャパン(株)	12,159,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	臨床検査業務(ホルター心電図解析を 含む)	臨床検査	(株)ビー・エム・エル 大阪第1営業所	10,880,329	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	経営改善支援業務	各種施策研 究・調査	(株)麻生	10,710,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
7	医事関係業務(8~9月分)	01:医療事 務	株式会社セラム	26,056,800	平成25年8月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
8	病院情報システム改修業務	情報処理	日本電気(株)	3,494,400	平成26年3月18日		その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

# 1

## 特命理由書

### 1. 案件名称

医事関係業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社セラム

### 3 随意契約理由

上記業者は、平成 21 年 4 月 1 日から十三市民病院における医事関係業務委託契約を締結している業者である。平成 25 年 3 月 31 日をもって同契約期間が満了となるため、平成 25 年度以降の契約締結に向けて平成 24 年 11 月 22 日に入札公示を行い、平成 24 年 12 月 28 日に開札を行った結果、株式会社セラムが契約候補者となった。

その後同業者は、平成 25 年 2 月 25 日の F A X 誤送信に起因する個人情報漏えい事故により、同年 3 月 12 日、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けることとなり、本件の入札に係る公示における、落札決定後契約締結までに当該措置を受けた者とは契約を行わない旨の定めに基づき、本件の契約相手先としての資格を喪失した。

よって、再度入札を実施し業者を選定することとしたが、再入札にあたっては、委託業務の着手日について、落札業者の要員確保及び新旧業者間での業務引継ぎに要する期間として、開札日から 3 カ月程度経過した時期に設定せざるを得ない。

一方で、医療サービスの提供を継続するためには、医療の後方業務の根幹をなす本件の業務を間断なく実施することが必要不可欠であり、委託業者の不在が許される状況にないことから、平成 25 年度期首から、再入札の対象とする委託業務期間の初日の前日までの間に限り、平成 21 年度から平成 24 年度までの長期間にわたって上記の事故を除き確実に業務を履行してきた上記業者と契約を締結する。(地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当)

なお、同業者は、上記事故の後、従業員教育の徹底や F A X 誤送信装置設置の検討等、同様の事故の再発防止に速やかに取組み、委託期間の満了まで確実な業務の履行に努めていたところである

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8027）

## 2

### 特名理由書

#### 1 案件名称

コンピューテッドラジオグラフィシステム保守点検業務

#### 2 契約の相手方

富士フィルムメディカル（株）

#### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されているコンピューテッドラジオグラフィシステムは（以下、「システム」という。）は富士フィルムメディカル株式会社製である。

当該システムはエックス線撮影をデジタル処理することにより鮮明な画像を安定的に出力し、かつ、画像処理条件を装置内部で変更できるものである。さらにCT・エックス線テレビ撮影装置・MRI・ガンマカメラなどの画像情報を一元管理することも可能である。

システムの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、診療業務に大きな影響を与えることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務を富士フィルムメディカル株式会社に委託する。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8027）

# 3

## 特名理由書

### 1 案件名称

体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務

### 2 契約の相手方

ドルニエメドテックジャパン（株）

### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている体外衝撃波結石破碎装置は（以下、「ESWL」という。）はドルニエメディツインテック社（ドイツ）製である。また、ドルニエメドテックジャパン株式会社は同社の日本における唯一の日本社である。

ESWLの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、手術の実施ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務をドルニエメドテックジャパン株式会社に委託する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8027）

## 4

### 特名理由書

#### 1 案件名称

MRI 及び全身麻酔装置保守点検業務

#### 2 契約の相手方

GE ヘルスケア・ジャパン株式会社

#### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている磁気共鳴断層撮影装置は（以下、「MRI」という。）はGEヘルスケア・ジャパン株式会社製である。

MRIの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、撮影業務ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務をGEヘルスケア・ジャパン株式会社に委託する。

#### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8027）

## 5

### 特名理由書

1 案件名称

臨床検査業務（ホルター心電図解析を含む）

2 契約の相手方

株式会社ビー・エム・エル大阪第1営業所

3 随意契約理由

平成18年度より市民病院における臨床検査業務は、外部業者に委託していた項目についても総合医療センターに合わせた形で集約化されることとなった。しかし、細胞診・病理組織検査やホルター心電図などのいくつかの検査は、業務委託先の専門医による検査結果所見が重要視され、頻繁に委託先業者が変わると診療に支障をきたすことがある。

株式会社ビー・エム・エルについて過去の診断データとの突合や臨床上の必要性からやむを得ず旧業者に検査依頼する場合があるため、平成25年度についても引き続き同社に業務を委託する。

4 根拠法

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8027）

## 6

### 特名理由書

#### 1 案件名称

大阪市立十三市民病院経営改善支援業務

#### 2 契約の相手方

(株)麻生病院コンサルティング事業部

#### 3 随意契約理由

十三市民病院の経営収支の改善については病院の最重要課題と位置づけ、費用の削減、収益の確保等に取り組み、経営改善を図ってきたところである。

このような中、経営収支の均衡を目指し H21 年度から外部の経営コンサルタントを導入した。導入後、経営にかかるすべての事項について現状把握と問題点の分析、業務の見直しや改善を順次行い、毎年一定の収支改善を行ってきた。しかし、依然として収支不足の経営状況に変わりなく、引き続き、単年度黒字化を目標として経営改善に取り組むこととしている。

特に H25 年度については、これまで行ってきた十三市民病院の経営実態の分析、問題点の改善等を踏まえ、次のステップとして H23 年度に策定した 24 年度から 4 年間の「中期経営改善計画」を具体的に実施することが主要業務である。この「中期経営改善計画」は現行のコンサル業者が十三市民病院の周辺地域の人口動態、疾病推計、医療環境等の外部環境分析と病院の医師体制等の内部環境分析から策定した改善案と実施工程案であり、具体化には同計画を策定した業者による推進支援と進捗管理は欠かせない。さらに、原価計算を用いてコスト面からも他病院との比較・分析を行い、より一層の経営改善に取り組んでいく。

以上のことから、H25 年度の契約については、引き続き現行の業者に経営コンサルタント業務を委託する方が有効であり、上記業者と特名随意契約を締結することとする。

#### 4 根拠法

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号

#### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課 (電話番号 06-6150-8027)

## 特名理由書

## 1. 案件名称

大阪市立十三市民病院医事関係業務

## 2. 契約相手

株式会社セラム

## 3. 特名随意契約理由

上記業者は、平成 21 年 4 月 1 日から十三市民病院における医事関係業務委託契約を締結している業者である。平成 25 年 3 月 31 日をもって同契約期間が満了となるため、平成 25 年度以降の契約締結に向けて平成 24 年 11 月 22 日に入札公示を行い、平成 24 年 12 月 28 日に開札を行った結果、株式会社セラムが契約候補者となった。

その後同業者は、平成 25 年 2 月 25 日の F A X 誤送信に起因する個人情報漏えい事故により、同年 3 月 12 日、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けることとなり、本件の入札に係る公示における、落札決定後契約締結までに当該措置を受けた者とは契約を行わない旨の定め（当該案件公示文「13 入札の無効（5）」）に基づき、本件の契約相手先としての資格を喪失した。

よって、再度入札を実施し業者を選定することとしたが、再入札にあたっては、委託業務の着手日について、落札業者の要員確保及び新旧業者間での業務引継ぎに要する期間として、開札日から 3 カ月程度経過した時期に設定せざるを得なかった。

一方で、医療サービスの提供を継続するためには、医療の後方業務の根幹をなす本件の業務を中断なく実施することが必要不可欠であり、委託業者の不在が許される状況にないことから、平成 25 年度期首から、再入札の対象とする委託業務期間の初日の前日までの間に限り、平成 21 年度から平成 24 年度までの長期間にわたって上記の事故を除き確実に業務を履行してきた上記業者と契約を締結した。（地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当）

上記の経過により、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までの間は随意契約を締結することとなったが、平成 25 年 8 月 1 日以降の契約締結に向けて、再入札の準備を進め、平成 25 年 3 月 18 日に改めて入札公示を行い、平成 25 年 4 月 18 日に開札を行ったが、応札者がなかったので、今一度入札し、業者選定されるまでの平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの期間、同上の同様の理由により、上記業者と引き続き契約を締結する。

なお、同業者は、上記事故の後、従業員教育の徹底や F A X 誤送信装置設置の検討等、同様の事故の再発防止に速やかに取組み、委託期間の満了まで確実な業務の履行に努めていたところである。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号

## 5. 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（06-6150-8027）



## 特名理由書

## 1. 案件名称

病院情報システム改修業務(平成 26 年 4 月診療報酬改定対応(オンライン系)) 業務

## 2. 契約相手

日本電気株式会社 関西支社

## 3. 特名随意契約理由

十三市民病院のコンピュータシステムは 3 6 5 日 2 4 時間稼働させており、システム全体が円滑で安定した運用がなされることが大前提である。

病院情報システムは院内全体にわたる非常に複雑なネットワークシステムとなっている。

また、クライアントサーバ方式の導入によりサーバからパーソナルコンピュータに至るまで、病院情報システムに接続されているコンピュータは膨大な数である。

これらのシステム障害時には適切な対処と迅速性が求められる。

このため、システム機器に関する保守業務は、欠かすことのできない業務であり、これを円滑に遂行するにあたっては、次の条件を満たす必要がある。

① 障害状況が一元的かつ迅速に把握でき、ハード問題かソフト問題か等の障害責任の分界点を明確にできること。

② 保守に必要な部品の供給、技術力、経験を有していること。

③ 障害の分析・処置に必要な技術力及びオペレーティングシステム、プログラム・プロダクト、設置機器の仕様等の情報を有し、迅速な対応ができること。

④ バージョンアップ・リビジョンアップの情報提供及び対応が適切にできること。

⑤ 当該委託業務に関する報告を適切に実施できる体制であること。

⑥ 3 6 5 日 2 4 時間対応可能な体制がとれていること。

⑦ 保守拠点は市内若しくはその近郊に設置することとし、概ね 1 時間以内に保守員が到着し復旧作業にあたれること。

以上の全ての条件を満たし、システム機器等の内容を理解し、一貫したサポート体制を持った対応が可能な業者は、日本電気株式会社関西支社のみである。

上記の理由により、本契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するので、日本電気株式会社関西支社との特名随意契約を依頼する。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課 (電話番号 06-6150-8026)